

計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程（認定 - 法 B - 計量法登録）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程</p> <p>第3章 登録の申請 （登録の申請） 第6条 ~ 3 略</p> <p>4 登録事業者は、現に登録された事業所について、当該登録に係る計量器等の区分以外の計量器等の区分に係る登録を受けようとするとき又は当該登録に係る次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、登録証を添えて新たに登録の申請をしなければならない。これらの場合において、既に機構に提出している添付書類の内容に変更が無い場合、その添付を省略する場合には、その旨を登録申請書に記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 所在地を変更するとき（<u>住居表示を変更するとき</u>を除く。） 二 計量器等の種類を追加するとき 三 校正範囲を拡大するとき 四 最高測定能力を示す不確かさを小さくするとき（特定標準器による計量器の校正等の不確かさの変更により最高測定能力を示す不確かさを小さくするときを除く。） <p>第4章 変更の届出 （変更の届出） 第17条 略</p> <p>2 前項の届出は、施行規則第92条第1項で定める変更届の正本1通を機構に提出しなければならない。この場合において登録を受けた者の氏名若しくは名称又は登録を受けた者が計量器の校正等を行う事業所の名称若しくは所在地の<u>住居表示</u>の変更を生じたときは、当該変更を生じた事業所に係る登録証を添付して、機構に提出しなければならない。</p> <p>附則 （施行期日） 第1条 この規程は、平成17年7月1日から施行する。 （校正周期を定める規程の廃止） 第2条 この規程の施行を以て、施行規則第93条ただし書の規定に基づき独立行政法人製品評価技術基盤機構が別に定める校正周期を定める規程（認定 - 法 B - 校正周期）は廃止する。</p> <p>附則 （施行期日） 第1条 この規程は、平成18年1月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>（施行期日）</u> 第1条 この規程は、平成19年1月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程</p> <p>第3章 登録の申請 （登録の申請） 第6条 ~ 3 略</p> <p>4 登録事業者は、現に登録された事業所について、当該登録に係る計量器等の区分以外の計量器等の区分に係る登録を受けようとするとき又は当該登録に係る次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、登録証を添えて新たに登録の申請をしなければならない。これらの場合において、既に機構に提出している添付書類の内容に変更が無い場合、その添付を省略する場合には、その旨を登録申請書に記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 所在地を変更するとき（<u>住居表示の変更</u>を除く。） 二 計量器等の種類を追加するとき 三 校正範囲を拡大するとき 四 最高測定能力を示す不確かさを小さくするとき（特定標準器による計量器の校正等の不確かさの変更により最高測定能力を示す不確かさを小さくするときを除く。） <p>第4章 変更の届出 （変更の届出） 第17条 略</p> <p>2 前項の届出は、施行規則第92条第1項で定める変更届の正本1通を機構に提出しなければならない。この場合において登録を受けた者の氏名若しくは名称又は登録を受けた者が計量器の校正等を行う事業所の名称若しくは所在地（<u>住居表示を含む。</u>）の変更を生じたときは、当該変更を生じた事業所に係る登録証を添付して、機構に提出しなければならない。</p> <p>附則 （施行期日） 第1条 この規程は、平成17年7月1日から施行する。 （校正周期を定める規程の廃止） 第2条 この規程の施行を以て、施行規則第93条ただし書の規定に基づき独立行政法人製品評価技術基盤機構が別に定める校正周期を定める規程（認定 - 法 B - 校正周期）は廃止する。</p> <p>附則 （施行期日） 第1条 この規程は、平成18年1月1日から施行する。</p>

別表第1（第4条関係）区分の名称及び二以上の計量器等の区分の名称

登録に係る区分 （施行規則第90 条第1項）	区分の名称	二以上の計量器等の区分を同時に申請 する場合に一区分として扱う校正手法 の区分（告示第156号）	二以上の計量器等 の区分の名称
...
十二 密度、濃度、 比重及び屈折度	<u>密度・屈折 率</u>	略	略
...

別表第3（第18条関係）計量器の校正等に用いる特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器又は標準物質の校正等の期間

区分の名称	計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質	期間
長さ	...	2年
	長さ用六百三十三ナノメートルよう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置、長さ用六百三十三ナノメートル実用波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置、干渉計基準用ブロックゲージ、標準尺であって前記以外のもの、 <u>平面度校正装置、平面度基準板及び校正用表面性状標準片</u>	3年
...

別表第1（第4条関係）区分の名称及び二以上の計量器等の区分の名称

登録に係る区分 （施行規則第90 条第1項）	区分の名称	二以上の計量器等の区分を同時に申請 する場合に一区分として扱う校正手法 の区分（告示第156号）	二以上の計量器等 の区分の名称
...
十二 密度、濃度、 比重及び屈折度	<u>密度・屈折 度</u>	略	略
...

別表第3（第18条関係）計量器の校正等に用いる特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器又は標準物質の校正等の期間

区分の名称	計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質	期間
長さ	...	2年
	長さ用六百三十三ナノメートルよう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置、長さ用六百三十三ナノメートル実用波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置、干渉計基準用ブロックゲージ、標準尺であって前記以外のもの、 <u>平面度校正装置及び平面度基準板</u>	3年
...